

ナラシ対策とは

米価が下落した際に収入を補てんする
保険的制度です。

1 対象者

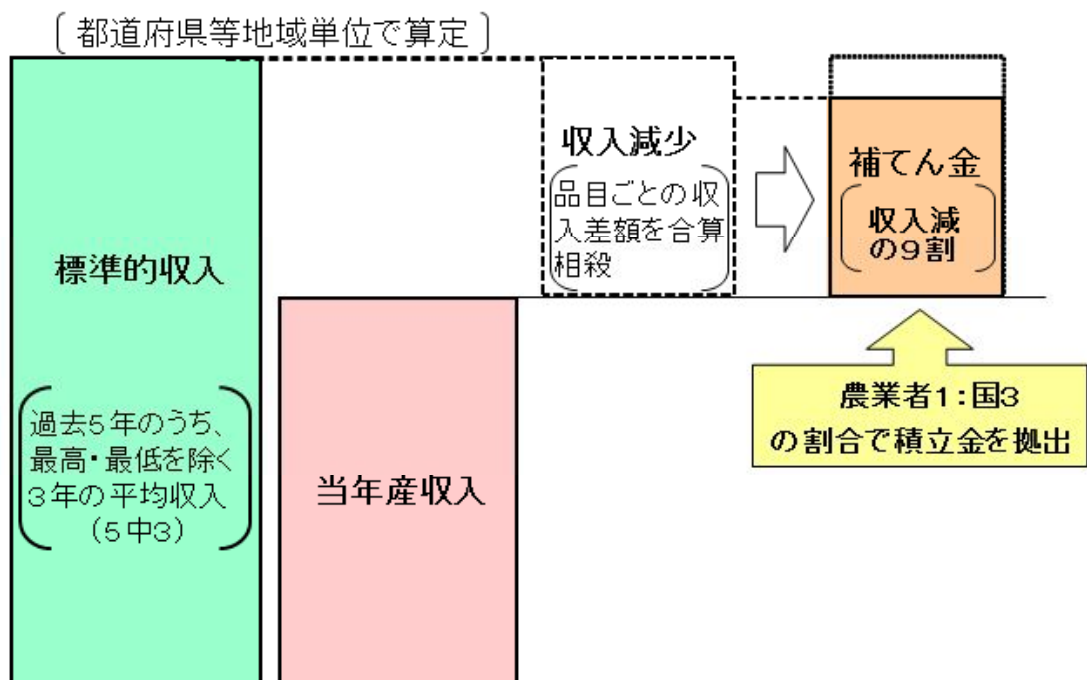
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象
(規模要件はありません)

2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。

稲作農家の皆様への 当面の資金繰りに関するお知らせです！

農林漁業セーフティネット資金の融通について

26年産米の概算金及び価格が例年に比べて低下していること等により、農業経営の維持安定が困難になっている稲作農家に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

※貸付当初1年間は無利子になります。

【借入対象者】

稲作を行う次の農業者

主業農林漁業者※、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

※農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めるもの、又は粗収益が200万円以上
(法人は売上が1,000万円以上)であるもの

【借入限度額】

600万円

(簿記記帳を行っている場合は、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額)

【借入利率】

借入期間に応じて0.35～0.45%(平成26年11月20日現在)

ただし、貸付当初1年間は無利子

【償還期限】

10年以内(うち据置期間3年以内)

【問い合わせ先】

○(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
(支店の連絡先は裏面参照)

○沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

○最寄りの信用農協連合会 など

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業 支店一覧

支店名	住所	代表電話番号	支店名	住所	代表電話番号
札幌支店	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階	011-251-1261	名古屋支店	名古屋市中区名駅3-25-9 堀内ビル6階	052-582-0741
帯広支店	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階	0155-27-4011	津支店	津市万町津133	059-229-5750
北見支店	北見市幸町1-2-22	0157-61-8212	大津支店	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル地下1階	077-525-7195
青森支店	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル3階	017-777-4211	京都支店	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル4階	075-221-2147
盛岡支店	盛岡市菜園2-7-21	019-653-5121	大阪支店	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750
仙台支店	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル11階	022-221-2331	神戸支店	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤモンドビル11階	078-362-8451
秋田支店	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング4階	018-833-8247	奈良支店	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング5階	0742-32-2270
山形支店	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3階	023-625-6135	和歌山支店	和歌山市十二番丁58	073-423-0644
福島支店	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル3階	024-521-3328	鳥取支店	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館6階	0857-20-2151
水戸支店	水戸市南町3-3-55	029-232-3623	松江支店	松江市殿町111 松江センチュリービル7階	0852-26-1133
宇都宮支店	宇都宮市二番町1-31	028-636-3901	岡山支店	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル9階	086-232-3611
前橋支店	前橋市本町1-6-19	027-243-6061	広島支店	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階	082-249-9152
さいたま支店	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル6階	048-645-5421	山口支店	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口4階	083-922-2140
千葉支店	千葉市中央区新町1000 センシティタワー14階	043-238-8501	徳島支店	徳島市中洲町1-58	088-656-6880
東京支店	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 2階	03-3270-9791	高松支店	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階	087-851-2880
横浜支店	横浜市中区山下町89-6 プライムタワー横浜8階	045-641-1841	松山支店	松山市三番町6-7-3	089-933-3371
新潟支店	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル3階	025-240-8511	高知支店	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア3階	088-825-1091
富山支店	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル2階	076-441-8411	福岡支店	福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-451-1780
金沢支店	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471	佐賀支店	佐賀市駅南本町4-21	0952-27-4120
福井支店	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-2385	長崎支店	長崎市大黒町10-4	095-824-6221
甲府支店	甲府市丸の内2-26-2	055-228-2182	熊本支店	熊本市中央区安政町4-22	096-353-3104
長野支店	長野市三輪田町1291	026-233-2152	大分支店	大分市都町2-1-12	097-532-8491
岐阜支店	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウィング37 西棟3階	058-264-4855	宮崎支店	宮崎市橋通東3-6-30	0985-29-6811
静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル6階	054-205-6070	鹿児島支店	鹿児島市名山町1-26	099-805-0511

※平成26年10月1日現在



日本政策金融公庫農林水産事業では、平成26年産の米価変動の影響を受けた稲作を営む皆さまが経営の維持安定に必要とされる資金について、通常より有利な条件でご利用いただける融資制度をご用意いたしました。

26年産米価変動に対応した 特例制度のご案内

日本公庫では、平成26年11月14日から、平成26年産米価変動に対応した特例制度を取り扱っています。

米価変動の影響を受けた稲作を営む方へご融資する農林漁業セーフティネット資金は、金利負担を軽減するため、貸付当初1年間が実質的に無利子となります。

米価変動の影響を受けた稲作を営む皆さまが必要とされる、経営の維持安定のための長期運転資金を特例制度により金利負担を軽減して円滑に供給いたします。

特例制度をご利用いただける方

平成26年産の米価変動の影響を受けた稲作を営む農業者等

特例制度の内容

貸付当初1年間の利息を実質無利子化

- 平成26年7月16日から平成27年3月31日までに貸付決定した案件に限ります。
- 取扱枠に限りがあるため、金利負担軽減措置が適用できない場合がございます。

農林漁業セーフティネット資金

資金をご利用いただける方	(個人) 農業所得が総所得の過半を占めている方 または、農業粗収益が200万円以上の方 (法人) 農業売上高が総売上高の過半を占めている方 または、農業売上高が1,000万円以上の方
使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額 (既往残高と通算)	(一般) 600万円以内 (特認) 年間経営費などの3/12以内 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
利率	0.35~0.45% (平成26年11月14日現在)
返済期間	10年以内 (うち据置期間3年以内)
ご留意いただきたい事項	■審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。 ■上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがございます。 詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。

稲作農家の皆様へ

飼料用米のおすすめ

27年産米において、消費量の減少がつづく主食用米から国内需要の大きい飼料用米へと切り替えることは、

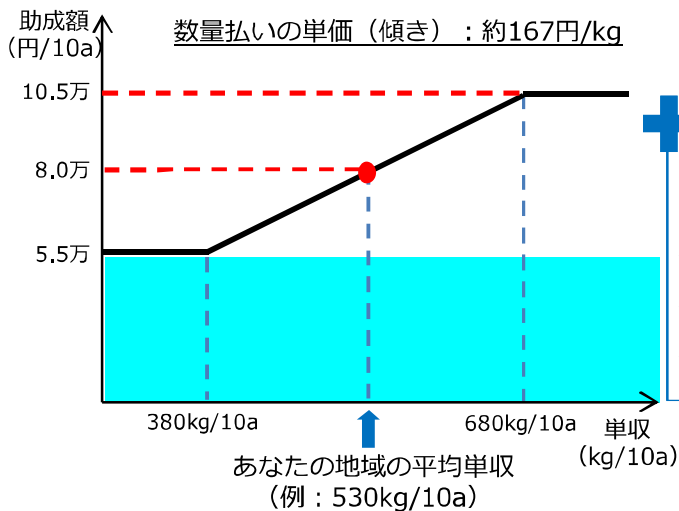
- **主食用米の価格安定**
- **農業経営の安定（収入額が前もって計算可能）につながります！**



水田活用の直接支払交付金

主食用品種（コシヒカリなど）でも多収性専用品種でも実際の収量に応じた金額（5.5万円～10.5万円/10a）が交付されます。

● 交付金額のイメージ



さらに、取組によって以下の加算もあります。

- ◆ 耕畜連携助成（1.3万円/10a）
- ◆ 多収性専用品種取組（1.2万円/10a）
- ◆ 二毛作助成（1.5万円/10a）



補足 1 多収性専用品種について



Q 多収性専用品種の種子はどこで手に入るのかな。

多収性専用品種の種子については、都道府県が需要を把握して供給しているほか、（一社）日本草地畜産種子協会が補完的に供給していますので、まずは、〇〇県の農産担当課（〇〇-〇〇〇〇）にご相談下さい。なお、27年産向けには、全国で前年の2倍以上の量を確保しています。

A



※多収性専用品種の栽培方法や混入防止対策などについては、最寄りの普及指導センター（〇〇-〇〇〇〇）の技術指導をご活用いただけます。

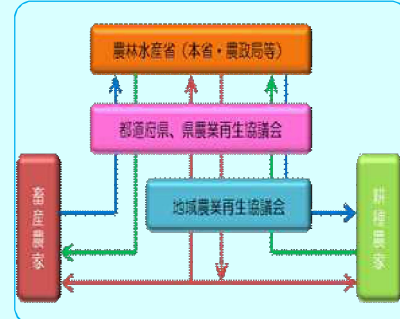
補足2 飼料用米の売り先について

Q 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。



国・都道府県・地域農業再生協議会が連携し、**稲作農家と畜産農家等とのマッチング活動**を進めています。
また、近くに畜産農家や配合飼料工場のない地域でも**全国生産者団体等が地域の飼料用米を集荷し配合飼料原料として広域的に供給する仕組み**を活用できます。

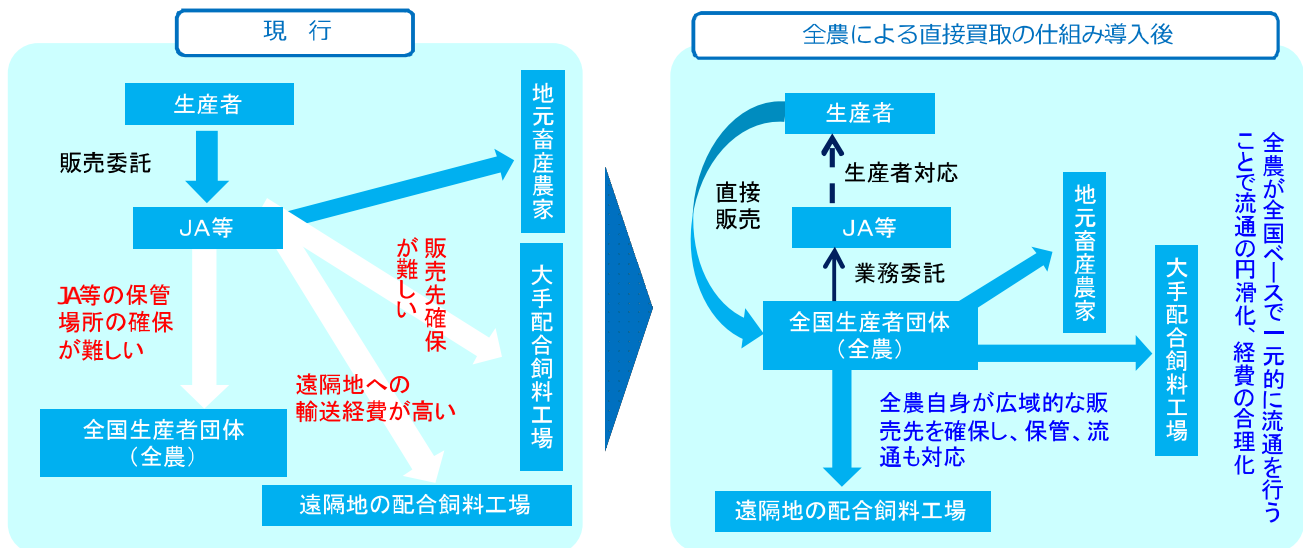
A



参考1 全国生産者団体の取組について

J A全農は、27年産の飼料用米について、60万トンの生産目標を掲げ、県ごとに生産拡大に取り組むとともに**全農が直接、生産者から買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設**します。

● 飼料用米の直接買取の仕組み



※ 全農による飼料用米の取組に関するお問い合わせは、最寄りのJAまたは経済連・全農県本部まで

参考2 配合飼料関係団体の取組について

(協) 日本飼料工業会は「飼料用米ダイヤル」を設置し、飼料用米を生産して売りたい産地の生産者や集荷業者、JA、飼料用米を使用したい傘下の全国の飼料メーカー（工場）との仲介を実施。

※ (協) 日本飼料工業会「飼料用米ダイヤル」

TEL:03-3583-8031 E-mail:Esamai@jafma.or.jp

お問い合わせは・・・

〇〇農政局〇〇地域センターにお問い合わせください
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

平成27年産の ゲタ・ナラシ対策 に加入しましょう！！

27年産 から対象者要件が変わります！

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者は、**27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者であればよく、いずれも規模要件はかかりません。担い手の方が幅広く参加できるようになります。**

まだ認定農業者等の担い手となっていない方は、**27年産の加入申請期限（27年6月末）**までに、認定農業者や認定新規就農者となっただけか、集落営農を組織して参加していただくこと等が必要です。お早めに準備をお願いします！

認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

認定に際しては、一律の規模要件や年齢制限は設けないこととしてます。もし認定する市町村で規模要件や年齢制限を設けている場合は、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うようにする予定です。

認定新規就農者になるには？

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

既に知事から就農計画の認定を受けていた認定就農者は、改めて認定新規就農者の認定を受ける必要があります。その際、就農計画の記載内容を変更せずに認定を受けようとする場合には、認定手続きの簡素化がなされています。

集落営農の要件は？

27年産から、
① 組織の規約の作成と、
② 対象作物の共同販売經理の実施
が要件となります。

この他、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとしてます。

経営所得安定対策の内容や対象者要件について詳しく知りたい方は、東北農政局経営・事業支援部担い手育成課にお問い合わせください。

電話 022-722-7337

フリーダイヤル 0120-38-3786(農林水産省)

認定農業者でない皆さまへ

農業の担い手を志す方は

積極的に

認定農業者

になりましょう!!



自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、
認定を受けることができます

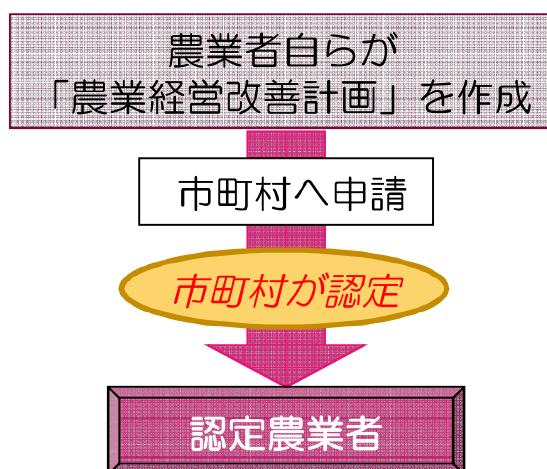
※ 現在の年齢や経営規模の大小だけで画一的に判断されることはありません。
小さな規模でも、中山間地域でも、経営の複合化や6次産業化等により
所得向上の目標に向けて取り組む方は認定を受けることができます。

主な支援策

- **経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）**が受けられます。
＞平成27年度からは対象が認定農業者等となり、規模要件はありません。
- **日本政策金融公庫の長期低利融資**が活用できます。
- 農地や農業用機械等の取得の際に**税制優遇**が受けられます。

認定農業者になるには

- Step 1> 自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「**農業経営改善計画**」を作成します。
- Step 2> 作成した**計画を市町村に提出**します。
- Step 3> **市町村が**、その計画の内容が、市町村の設定した目標（基本構想）に適合しているか等を**審査の上、認定**します。



市町村等が、より効率的な経営に向けた計画作りをサポートしますので、最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。

各地域センターでも質問を受け付けています。（裏面参照）

問い合わせ先一覧（農政局、地域センター）

都道府県	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所	011-642-5469
	函館地域センター	0138-26-7800
	旭川地域センター	0166-76-1279
	釧路地域センター	0154-23-4401
	帯広地域センター	0155-24-2402
	北見地域センター	0157-23-4171
	苫小牧地域センター	0144-32-5345
青森県	青森地域センター	017-777-3512
	青森地域センター弘前支所	0172-27-5705
	八戸地域センター	0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター	019-624-1129
	盛岡地域センター宮古支所	0193-62-2412
	奥州地域センター	0197-25-3918
宮城県	東北農政局	022-221-1105
	大崎地域センター	0229-22-2790
	大崎地域センター石巻支所	0225-95-2403
秋田県	秋田地域センター	018-862-5720
	秋田地域センター北秋田支所	0186-62-0158
	大仙地域センター	0187-62-2124
山形県	山形地域センター	023-622-7247
	酒田地域センター	0234-33-7246
福島県	福島地域センター	024-534-4157
	福島地域センター会津若松支所	0242-28-2700
	福島地域センター郡山庁舎	024-922-1614
	いわき地域センター	0246-23-8516
	いわき地域センター白河庁舎	0248-22-1241
茨城県	水戸地域センター	029-221-2186
	土浦地域センター	029-843-6893
栃木県	宇都宮地域センター	028-633-3315
	大田原地域センター	0287-23-5612
群馬県	前橋地域センター	027-221-2685
埼玉県	関東農政局	048-740-0390
	関東農政局熊谷支所	048-523-0610
千葉県	千葉地域センター	043-251-8307
	千葉地域センター君津支所	0439-54-1251
	千葉地域センター匝瑳支所	0479-72-0341
東京都	東京地域センター	03-5144-5258
神奈川県	横浜地域センター	045-211-7176
山梨県	甲府地域センター	055-254-6016
長野県	長野地域センター	026-233-2651
	長野地域センター佐久支所	0267-62-6271
	松本地域センター	0263-47-2003
	松本地域センター伊那支所	0265-72-3178
静岡県	静岡地域センター	054-200-5500
	静岡地域センター沼津支所	055-933-5821
	浜松地域センター	053-442-1251
新潟県	新潟地域センター	025-228-5290
	新潟地域センター佐渡支所	0259-63-2561
	長岡地域センター	0258-31-2131
	長岡地域センター上越支所	025-524-2202
富山県	富山地域センター	076-441-9307
石川県	北陸農政局	076-232-4133
	北陸農政局七尾支所	0767-53-0719
福井県	福井地域センター	0776-30-1619
	福井地域センター敦賀支所	0770-23-5700

都道府県	問い合わせ先	電話番号
岐阜県	岐阜地域センター	058-271-4407
	高山地域センター	0577-32-1155
愛知県	東海農政局	052-223-4626
	豊橋地域センター	0532-56-3080
三重県	津地域センター	059-228-3199
	津地域センター伊勢支所	0596-23-3855
滋賀県	大津地域センター	077-522-4274
	東近江地域センター	0748-23-3842
京都府	近畿農政局	075-366-0117
大阪府	大阪地域センター	06-6941-9657
	神戸地域センター	078-331-9951
兵庫県	姫路地域センター	079-281-3697
	豊岡地域センター	0796-22-2179
	奈良県	奈良地域センター
和歌山県	和歌山地域センター	073-436-3832
	和歌山地域センター田辺支所	0739-22-5551
鳥取県	鳥取地域センター	0857-22-3256
	鳥取地域センター米子支所	0859-22-0115
島根県	松江地域センター	0852-24-7311
	松江地域センター浜田支所	0855-22-0980
岡山県	中国四国農政局	086-230-1061
広島県	広島地域センター	082-228-9483
	福山地域センター	084-955-8631
山口県	山口地域センター	083-922-5255
徳島県	徳島地域センター	088-622-6132
香川県	高松地域センター	087-831-8185
愛媛県	松山地域センター	089-932-6989
高知県	高知地域センター	088-875-2151
福岡県	福岡地域センター	092-281-8261
	北九州地域センター	093-561-1596
佐賀県	佐賀地域センター	0952-23-3136
長崎県	長崎地域センター	095-845-7123
熊本県	九州農政局	096-211-9267
	八代地域センター	0965-35-7311
	大分県	大分地域センター
大分県	大分地域センター宇佐支所	0978-32-1421
	大分地域センター豊後大野支所	0974-22-1037
	宮崎県	宮崎地域センター
	宮崎地域センター都城支所	0986-23-3966
	延岡地域センター	0982-33-0704
鹿児島県	鹿児島地域センター	099-222-7591
	鹿屋地域センター	0994-43-3222
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	098-866-1628

● 受付時間：平日9:00～17:00
お気軽にお問合せください。



集落営農を組織して 地域の農業を守りましょう!!

集落営農のメリット

経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）に参加できるとともに、次のような**メリット**があります。

1. 構成員の能力、体力に応じた役割分担が可能となり、**作業の効率化**が進みます。
2. 次の取り組みにより**コスト低減**が図られます。
 - 機械の共同利用や作業の共同化
 - 種苗、肥料、農薬の一括購入

ナラシ対策の加入要件を緩和します

集落営農は、平成27年産から、次の2要件を満たすものが対象となります。

- ① **組織の規約の作成**
- ② **対象作物の共同販売経理の実施**

なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います。（最寄りの市町村にご相談ください）

※ ゲタ対策も同じ要件となります。

組織化を支援します

規約の作成や設立準備会等に費用がかかることから、集落営農の組織化に対して定額（20万円）で助成します。

（補助事業名）人・農地問題解決加速化支援事業

※ 交付申請手続き等については、市町村にお問い合わせください。

集落営農や経営所得安定対策について詳しく知りたい方は、各地域センターにお問い合わせください。（裏面参照）

問い合わせ先一覧（農政局、地域センター）

都道府県	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所	011-642-5469
	函館地域センター	0138-26-7800
	旭川地域センター	0166-76-1279
	釧路地域センター	0154-23-4401
	帯広地域センター	0155-24-2402
	北見地域センター	0157-23-4171
	苫小牧地域センター	0144-32-5345
青森県	青森地域センター	017-777-3512
	青森地域センター弘前支所	0172-27-5705
	八戸地域センター	0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター	019-624-1129
	盛岡地域センター宮古支所	0193-62-2412
	奥州地域センター	0197-25-3918
宮城県	東北農政局	022-221-1105
	大崎地域センター	0229-22-2790
	大崎地域センター石巻支所	0225-95-2403
秋田県	秋田地域センター	018-862-5720
	秋田地域センター北秋田支所	0186-62-0158
	大仙地域センター	0187-62-2124
山形県	山形地域センター	023-622-7247
	酒田地域センター	0234-33-7246
福島県	福島地域センター	024-534-4157
	福島地域センター会津若松支所	0242-28-2700
	福島地域センター郡山庁舎	024-922-1614
	いわき地域センター	0246-23-8516
	いわき地域センター白河庁舎	0248-22-1241
茨城県	水戸地域センター	029-221-2186
	土浦地域センター	029-843-6893
栃木県	宇都宮地域センター	028-633-3315
	大田原地域センター	0287-23-5612
群馬県	前橋地域センター	027-221-2685
埼玉県	関東農政局	048-740-0390
	関東農政局熊谷支所	048-523-0610
千葉県	千葉地域センター	043-251-8307
	千葉地域センター君津支所	0439-54-1251
	千葉地域センター匝瑳支所	0479-72-0341
東京都	東京地域センター	03-5144-5258
神奈川県	横浜地域センター	045-211-7176
山梨県	甲府地域センター	055-254-6016
長野県	長野地域センター	026-233-2651
	長野地域センター佐久支所	0267-62-6271
	松本地域センター	0263-47-2003
	松本地域センター伊那支所	0265-72-3178
静岡県	静岡地域センター	054-200-5500
	静岡地域センター沼津支所	055-933-5821
	浜松地域センター	053-442-1251
新潟県	新潟地域センター	025-228-5290
	新潟地域センター佐渡支所	0259-63-2561
	長岡地域センター	0258-31-2131
	長岡地域センター上越支所	025-524-2202
富山県	富山地域センター	076-441-9307
石川県	北陸農政局	076-232-4133
	北陸農政局七尾支所	0767-53-0719
福井県	福井地域センター	0776-30-1619
	福井地域センター敦賀支所	0770-23-5700

都道府県	問い合わせ先	電話番号
岐阜県	岐阜地域センター	058-271-4407
	高山地域センター	0577-32-1155
愛知県	東海農政局	052-223-4626
	豊橋地域センター	0532-56-3080
三重県	津地域センター	059-228-3199
	津地域センター伊勢支所	0596-23-3855
滋賀県	大津地域センター	077-522-4274
	東近江地域センター	0748-23-3842
京都府	近畿農政局	075-366-0117
大阪府	大阪地域センター	06-6941-9657
兵庫県	神戸地域センター	078-331-9951
	姫路地域センター	079-281-3697
	豊岡地域センター	0796-22-2179
奈良県	奈良地域センター	0742-36-2981
	和歌山地域センター	073-436-3832
和歌山県	和歌山地域センター田辺支所	0739-22-5551
鳥取県	鳥取地域センター	0857-22-3256
	鳥取地域センター米子支所	0859-22-0115
島根県	松江地域センター	0852-24-7311
	松江地域センター浜田支所	0855-22-0980
岡山県	中国四国農政局	086-230-1061
広島県	広島地域センター	082-228-9483
	福山地域センター	084-955-8631
山口県	山口地域センター	083-922-5255
徳島県	徳島地域センター	088-622-6132
香川県	高松地域センター	087-831-8185
愛媛県	松山地域センター	089-932-6989
高知県	高知地域センター	088-875-2151
福岡県	福岡地域センター	092-281-8261
	北九州地域センター	093-561-1596
佐賀県	佐賀地域センター	0952-23-3136
長崎県	長崎地域センター	095-845-7123
熊本県	九州農政局	096-211-9267
	八代地域センター	0965-35-7311
大分県	大分地域センター	097-532-6134
	大分地域センター宇佐支所	0978-32-1421
	大分地域センター豊後大野支所	0974-22-1037
宮崎県	宮崎地域センター	0985-22-3184
	宮崎地域センター都城支所	0986-23-3966
	延岡地域センター	0982-33-0704
鹿児島県	鹿児島地域センター	099-222-7591
	鹿屋地域センター	0994-43-3222
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	098-866-1628

● 受付時間：平日9:00～17:00
お気軽にお問合せください。





農業の多面的機能の維持・発揮のための 地域活動や営農活動に対して支援します



平成27年度から法律に基づく制度になります！

日本型直接支払制度

多面的機能支払（地域の共同活動を支援）

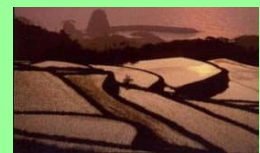
- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| ① 水路の泥上げ、農道の路面維持など
（都府県の田の場合。以下同じ） | <u>3,000円/10a</u> |
| ② 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動 | <u>2,400円/10a</u> |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | <u>4,400円/10a</u> |
| （①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大 | <u>9,200円/10a</u> ） |



中山間地域等直接支払（条件不利地の農用地）

農業生産活動を継続する活動
（急傾斜地の田の場合）

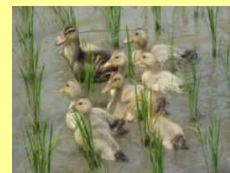
21,000円/10a



環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う次の営農活動

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 緑肥の作付け | <u>8,000円/10a</u> |
| ② 堆肥の施用 | <u>4,400円/10a</u> 等 |



※ 交付単価は、地目（田、畑、草地）、傾斜、活動内容等によって異なります。
※ 詳しい内容は、裏面の問合せ先に照会頂くか、ホームページをご覧ください。

交付単価

(国と地方公共団体の合計額)

多面的機能支払

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1,2 (共同活動)	①と②に取り 組む場合	③資源向上支 払 (長寿命化※3)	①、②及び③ に取り組む場 合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：これまでの農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乘せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

中山間地域等直接支払

(単位：円/10a)

田		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高い草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

環境保全型農業直接支払

(単位：円/10a)

	対象取組	交付単価
全国共通取組	緑肥の作付け	8,000
	堆肥の施用	4,400
	有機農業（うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000（3,000）
地域特認取組	対象取組は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。	3,000～8,000

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 日本型直接支払について

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>

【お問い合わせ先】

東北農政局 整備部 農地整備課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号

仙台合同庁舎 022-221-6289 (直通)

日本型直接支払 窓口（主）保全業務第1係 山田
// //（副）保全指導係 田村